

美術館準備班だより

―作品紹介(十八)―

小杉未醒

「水村長夏」

昭和二年 絹本、着色

絹本に水墨と淡彩で描かれたこの作品には、「昭和丁卯未醒山人 作 水村長夏圖」という書き入れがあり、昭和二年、まさに、小杉未醒が「放庵」号を使い始めるようになる直前、未醒と号していた最後の時期に制作されたものです。

四方に勢いよく枝を伸ばした三本の木の下の水辺で、麦藁帽子をかぶった年老いた釣り人が、孫とおぼしき子供を前にして、ちよūd釣りを上げてきたばかりなのであろう魚をさばいているという、かなり変わった主



題の作品ですが、未醒はほぼ同時期に、他にも何点か似たような情景を描いた作品をのこしており、当時の未醒が、かなり興味を持っていたテーマだったということが理解されます。しかし、そのなかでも、今回、ご紹介するこの作品は、画面の大きさや描写の密度の高さで群を抜いているといってもいいでしょう。

未醒の水墨による他の作品と比べると、全体にやや抑え気味の墨色が、夏の熱い空気と水面からの風が吹き抜ける水辺の村のさわやかな雰囲気をよく表わしていますし、地面や木々の陰影が、細く、鋭い墨の描線で表現されて画面が重くなっていることも、その印象を強調する役割を果たしています。また、画面右下から左上にむかって斜めに伸びた三本の樹木の配置

は、手前に、葉が密集してボリュームを感じさせる木、その奥に広がった葉を持つ木、いちばん奥には軽やかに風にそよぐ細い葉の木というように、ちがう種類を順に配してリズムカルな変化を持たせ、さらに、それぞれが思い思いの方向に枝を伸ばしていることで、画面全体に勢いある躍動感を生み出しました。

画面上方に対岸の丘陵地帯を描いた、中国の山水画を思わせるような遠景の描写や、中央を横断するように描かれた垣根も視覚的にたいへん効果をあげており、生き生きと表現された魚をさばっている人物の姿態と、それをのぞき込む子供の着物にだけ用いられた薄い青色のアクセントなど、未醒ならではの優れた技量と画面づくりの工夫もうかがえる作品です。

児童水泳教室の

お知らせ

市では児童水泳教室(初級)を次の日程で行います。

- 対象 市内の小学校に在籍する児童
- 日程 七月二十九日(月)～八月二日(金)の五日間 日光小学校(午前一〇時～同一一時三〇分) 清滝小学校(午後一時三〇分～同三時) 人数はいずれも五〇人
- 申込期日 平成八年七月九日(火)午前九時～同九時三〇分
- 場所 日光市体育館
- 参加料 一人 三千円
- 問い合わせ 社会教育課体育係(☎五四一―一八七)まで。

農振除外申出

について

市では、農業振興地域整備計画の見直しを行った直後ということで、農用地区域内の土地を農用地区域から除外(農振除外)する手続きを凍結していますが、今回、次の場合に限り除外の申し出を受け付けいたします。なお、「今回の受け付け以降、一年間は農振除外の受付はいたしません」ので、ご注意ください。

●農振除外のできる土地 次の五つの要件をすべて満たしているもので、しかも緊急性のあるものに限られます。

- ①農用地区域外に代替すべき土地がないものであること。
- ②可能な限り農用地の周辺部の土地等変更後の農用地区域の利用上の支障が軽微である土地であること。
- ③変更後の農用地区域の集団性が保たれるものであること。
- ④変更後、土地利用の混在が生じないものであること。
- ⑤国の直轄又は補助による土地改良事業、農用地開発事業、農業構造改善事業等によって土地基盤整備事業を実施中の地区内の土地及び当該事業が完了した年度から起算して八年を経過していない地区内の土地を農用地区域から除外するものでないこと。

「事業が完了した年度とは、土地基盤整備事業にあつては工事完了の公告があつた日(その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日)の属する年度。

- 受付締切 平成八年八月十二日(月) ※平成九年度以降、農振除外申出の受付締切は、毎年度八月と二月になります。」

詳しくは、農林課農政係(☎五四一―一一一内線三五二―三五三)へ。